

南いくた保育園重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人紫峰会
所在地	東京都町田市木曽東 2-8-1
電話番号	042-723-3229
代表者職氏名	理事長 竹内 捷治

2 施設概要

施設の種類	保育所
施設の名称	南いくた保育園
施設の所在地	川崎市多摩区南生田 3-2-7
電話番号	044-712-4656
施設長	小林 ひかる
受入年齢	生後 5 か月～小学校就学前
利用定員	0 歳児 9 人 1・2 歳児 27 人 3 歳以上児 54 人
開設年月日	昭和 54 年 6 月 1 日 平成 30 年 4 月民営化

3 施設の目的及び運営の方針

南いくた保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷地面積	1517.74 m ²
園舎の構造・規模	鉄筋コンクリート造 2 階建て
園舎面積	564.53 m ²
園庭面積	564.53 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
0 歳児室	1 室	29.85 m ²	

1 歳 児 室	1 室	27. 84 m ²	
2 歳 児 室	1 室	35. 88 m ²	
3 歳 児 室	1 室	53. 53 m ²	
4 . 5 歳 児 室	1 室	82. 53 m ²	多目的室・ホールを含む
事 務 室	1 室	31. 48 m ²	
乳 幼 児 ト イ レ	2 室	30. 75 m ²	
調 乳 室	1 室	13. 65 m ²	
沐 浴 室	1 室	8. 58 m ²	
職 員 休 憩 室	1 室	31. 80 m ²	
調 理 室	1 室	13. 65 m ²	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

員数	職務内容
園長 1 人	園務の統括
主任保育士 1 人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士 15 人	保育業務
看護師 1 人	保育業務、健康管理業務
1 人	事務・用務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から20時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間・通勤時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「慣れ保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります）。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間・通勤時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保

育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「慣れ保育」がありますので、御協力をお願いいたします。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 園児への給食の提供

3歳未満児には、給食の提供があります。

3歳以上児に対しても、別途月額給食材料費6,000円（内主食代1,500円）を受領し、給食の提供を行います。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。（3歳未満児）

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	大森医院
医師名	石川 信子
所在地	川崎市多摩区南生田7-20-21
電話番号	044-911-9290

(2) 歯科

医療機関の名称	ソフトタウン歯科
歯科医師名	磯村 富蔵
所在地	川崎市多摩区三田1-13-1-103
電話番号	044-933-1533

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：石田整形外科 診療科：整形外科 所在地：多摩区栗谷 3-1-6 セ・ウイステリア 1F 電話番号：954-5123
受診医療機関②	医療機関名：高山整形外科 診療科：整形外科 所在地：多摩区西生田 3-9-30 ヤマダビル 2F 電話番号：959-5828
受診医療機関③	医療機関名：土屋医院 診療科：内科・小児科 所在地：多摩区南生田 1-12-2 電話番号：953-2636

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。												
避難・備蓄用品	<table border="0"> <tr> <td>・避難用リュック</td> <td>有</td> <td>・備蓄米・食糧</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ミネラルウォーター</td> <td>有</td> <td>・懐中電灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>有</td> <td>・毛布</td> <td>有</td> </tr> </table>	・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有	・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有	・非常用電源	有	・毛布	有
・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有										
・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有										
・非常用電源	有	・毛布	有										
緊急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤル・携帯メールを用います。												
避難場所	南生田中学校（川崎市多摩区南生田 3-4-1）												

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うと共に、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 主任 高見 杏子 ・苦情解決責任者 園長 小林 ひかる <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。</p>	
第三者委員	岸 芳枝	電話番号 044-965-0579 主任児童委員
	高橋 則子	電話番号 044-954-3027 民生委員・児童委員

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	幼稚園・保育園賠償責任保険
保険の内容	対人賠償 2億円まで 対物賠償 200万円まで

※その他、日本スポーツ振興センターの災害共済にも加入しております。

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎は御遠慮ください。 ・当園では、川崎市の健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	--

18 個人情報使用同意について

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することにご同意お願い致します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額1,000円 (月ぎめ以外の方は、15分 200円) ただし、被保護世帯及び市 民税非課税世帯は免除
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	月額1,500円 月ぎめ以外の方1回100円
給食費	3歳以上の児童に提供する食材費を実費で御負担いただくもの	月額6,000円 (内主食代 1,500円)